

独立行政法人原子力安全基盤機構 平成25年度業務実績表

2014年6月27日

内閣府大臣官房
原子力災害対策担当室

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度実績
I. 中期目標期間 中期目標の期間は平成24年4月1日から機構の解散の日の前日までとする。			
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置
1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)	1・2 (略)
3. 防災関連業務等	3. 防災関連業務等	3. 防災関連業務等	3. 防災関連業務等
原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)及び武力攻撃原子力災害(以下、「原子力災害等」という。)が発生した場合には、機構は、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施することとなる。そのため、原子力災害の発生に際して、迅速かつ確実に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会と調整の上、緊急時の参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備する。これらは訓練を通じて改善していくことが重要である。 また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体が実施する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、対策拠点となる官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター、及び代替オフサイトセンター(以下「官邸・緊急時対応センター等」という。)の設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について、原子力防災の支援機関として必要とされる業	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)及び武力攻撃原子力災害(以下、「原子力災害等」という。)が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施する。そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ確実に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会と調整の上、緊急時の参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。 また、原子力災害等に備えるための平常時の業務として、国及び地方自治体が実施する原子力防災訓練の支援、地方自治体職員等の原子力防災関係者に対する原子力防災研修及びオフサイトセンターを活用した習熟訓練、対策拠点となる官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター(以下「官邸・緊急時対応センター等」という。)の設備等物的基盤の適切な整備及び運用管理体制の維持・改善並びに緊急時対応要員の維持及び対応能力向上について、原子力防災の支援機関として必要とされる業	原子炉施設等で原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)及び武力攻撃原子力災害(以下、「原子力災害等」という。)が発生した場合には、防災基本計画において役割を付与された指定公共機関として、原子力防災に係る業務を実施するとともに、原子力規制庁の緊急事態対策監等に対する技術支援を実施する。そのため、原子力災害等の発生に際して、迅速かつ確実に業務を実施できるよう、あらかじめ原子力規制委員会及び内閣府と調整の上、緊急時の即時対応を含めた参集体制を構築し、職員派遣等の対応手順書を整備し、訓練を通じて改善していく。 また、防災業務に関し、原子力規制委員会、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。 以上に加え、原子力災害等に備えるための平常時の業務として以下の取組みを行う。ただし、これらの業務を実施する際には、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施することとする。	指定公共機関として、防災基本計画、原子力規制委員会の防災業務計画、原子力災害対策マニュアル等を踏まえて制定した機構の防災業務計画に沿って原子力防災業務規程を改定(8月)するとともに、原子力災害対策指針、原子力防災会議幹事会の原子力災害対策マニュアルの改正も踏まえて、その具体的手順を定める実施要領を制定した(12月)。 また、緊急時の即時対応のために原子力規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)から徒歩30分圏内に宿舍を借り上げ(9月より2箇所に分散)、交代制により常時5名の初動対応職員を確保し、その職員の派遣などの初動対応手順等を内部規定として整備し(12月)た。参集実績は4回(4/17、5/18、8/4、9/20)で、原子力施設立地市町村において震度5弱の情報収集事象発生時に、初動対応職員が、夜間休日を問わず30分程度でERCに参集し、原子力施設の状況の把握などを行った。 なお、内部規定については、1月に手順追加の改定を行った。初動対応職員に対する教育を3回、参集訓練をローテーション毎に各1回(延17回)実施した。また、機構内の防災訓練を国の総合防災訓練に合わせて実施した。これら訓練で抽出された改善点を実施要領等に反映した。 年度計画で明確に定めのない依頼については、管理表に記入し、関係箇所と情報共有の上、文書の発信等を求めた。(緊急時モニタリング資機材整備を含め5件)

独立行政法人原子力安全基盤機構 平成25年度業務実績表

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度実績
<p>務を実施する。 具体的には、以下の取組みを行う。</p> <p>① 指定公共機関としての防災業務計画策定や緊急時の参集、職員派遣等の関連する対応手順書等を整備するとともに、国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練を踏まえて改善し、実効性向上を図る。</p> <p>② 複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及び場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。</p>	<p>具体的には、以下の取組みを行う。</p> <p>① 指定公共機関としての防災業務計画や緊急時の参集、職員派遣等の関連する対応手順書等を整備し、訓練を通じて改善し実効性向上を図る。</p> <p>② 複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及び場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練の支援を行う。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。</p>	<p>(1) 指定公共機関として、制定した防災業務計画、計画の具体的手順書等に、国の防災施策に関する検討状況、防災訓練の成果等を反映する。また、参集等の訓練を実施し、課題の抽出、改善を行い、実効性向上を図る。</p> <p>(2) 複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及び場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練に対して指定公共機関として参加する。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施する。具体的な取組みを以下に示す。</p> <p>① 国、地方自治体等の原子力防災訓練への参加及び技術的支援等</p> <p>a. 原子力総合防災訓練 国、地方自治体、原子力事業者等が共同で実施する原子力総合防災訓練に対して、指定公共機関として参加する。また、事故シナリオ作成等の技術的な支援や訓練実施に必要な支援を行う。</p> <p>b. 地方自治体の原子力防災訓練 地方自治体が地域防災計画に則り行う原子力防災訓練に対して、指定公共機関として参加する。また、地方自治体の要望を踏まえ、事故シナリオ作成等の技術的な支援や訓練実施に必要な支援を行う。</p> <p>c. 原子力規制委員会及び内閣府の原子力防災訓練 原子力規制委員会及び内閣府が実施する原子力防災訓練に対して必要な支援を行う。</p> <p>d. 事業者のオンサイト訓練 事業者が行うオンサイト訓練に対して、原子力規制委員会が行う事業者オンサイト訓練評価のためのガイドライン等の作成や事業者オンサイト訓練評価に係る技術的支援等を行う。</p>	<p>(1) 平成25年2月に制定した防災業務計画に基づき、原子力規制委員会のマニュアルとの整合を図りつつ、具体的手順の検討にあたり、原子力災害対策マニュアルの平成25年9月改正内容を踏まえるとともに、国の総合防災訓練に合わせて実施した機構の防災訓練等の成果等を反映して、機構の内部規定を制定した(12月)。 また、初動対応職員に対する教育を3回、参集訓練をローテーション毎に各1回(延17回)実施した。また、機構内の防災訓練を国の総合防災訓練に合わせて実施した。訓練で改善点を抽出し実施要領等に反映した。</p> <p>(2) 複合災害や災害事象が急激に進行した場合の初動体制の立ち上げ、シビアアクシデントに至り緊急時対応が広範囲・長期に及び場合の一連の対応等、様々な事象を想定した国及び地方自治体を実施する原子力防災訓練に対して指定公共機関として参加した。また、原子力防災関係者に対する研修、習熟訓練を実施した。具体的な取組みは、以下のとおり。</p> <p>① 国、地方自治体等の原子力防災訓練への参加及び技術的支援等</p> <p>a. 原子力総合防災訓練(対象施設：九州電力株式会社川内原子力発電所) 国、地方自治体、原子力事業者等が共同で実施する原子力総合防災訓練について、平成25年9月18日に実施した原子力総合防災訓練では、訓練統制内容の検討、当日の訓練統制要員及び訓練対象要員への情報付与並びに報告受領要員の派遣支援を行い、10月11、12日に実施した原子力総合防災訓練では、指定公共機関として訓練に参加するとともに対象施設の事故挙動解析による発災事故シナリオの検証等の技術的な支援を行った。</p> <p>b. 地方自治体の原子力防災訓練 地方自治体が地域防災計画に則り行う原子力防災訓練に対して、地方自治体の要望を踏まえ、指定公共機関として参加するとともに、事故シナリオ作成等の技術的な支援や訓練実施に必要な支援として、12自治体に対して、各回10名程度を派遣し、評価・防災学習の講師・設備操作支援等を実施した。</p> <p>c. 原子力規制委員会及び内閣府の原子力防災訓練 原子力規制委員会及び内閣府が実施する原子力防災訓練として、ERCのみによる訓練(7月)、官邸・OFC・ERCが連携した訓練(8月)、環境省政務が参加した訓練(9月)において訓練統制内容の検討、当日の訓練統制要員及び訓練対象要員への情報付与並びに報告受領要員の派遣支援を行った。 また、福島県に設置されている原子力災害現地対策本部の要請でOFC内訓練(10月)、住民への広報訓練(12月)を支援した。</p> <p>d. 事業者のオンサイト訓練 事業者が行うオンサイト訓練について原子力規制委員会が行う事業者オンサイト訓練評価のための訓練評価ガイドライン等を作成した。これは、訓練確認の視点をパフォーマンスに絞ったものであり、原子力規制委員会作成の「原子力事業者が実施する防災訓練に係る指導、助言及び確認要領」に取り込まれた。また、本年度は、25事業所に対して、具体的な事業者防災訓練確認で原子力規制委員会と共に訓練確認に参画し、原子力規制委員会への技術支援を行った。</p> <p>e. その他の訓練</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 平成25年度業務実績表

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度実績
		<p>e. その他の訓練 上記以外の訓練に対して原子力規制委員会の要請に応じて必要な支援を行う。</p> <p>② 原子力防災関係者に対する研修・習熟訓練の実施 新しく制定された原子力災害対策指針や改定された原子力災害対策マニュアル等の内容をカリキュラム、テキスト等に反映し、国、地方自治体、指定公共機関、原子力事業者及び関係機関の原子力防災関係者を対象とした研修・習熟訓練を実施する。具体的には、以下の研修・習熟訓練を実施する。</p> <p>a. 原子力防災に係る基礎研修 初めて原子力防災を担当する原子力防災関係者を対象として、災害対策の基礎、原子力災害の特徴を学習することを目的とした研修を実施する。</p> <p>b. 災害対策に係る活動訓練 原子力災害時において災害対策に従事する原子力防災関係者を対象として、必要な運用知識・専門知識・災害対応業務能力の習得を目的とした活動訓練を実施する。</p> <p>c. 住民防護活動を行う要員に係る専門研修 原子力災害時において住民防護活動を行う要員（自衛隊、海上保安庁、警察、消防等）を対象として、住民防護策を行う上で必要な知識や対処能力を習得する研修を実施する。</p> <p>d. 核燃料輸送講習会 核燃料輸送事故時において対応活動を行う地方自治体、消防、警察等の職員を対象とし、放射線の基礎、輸送における安全対策、事故対策等についての講習会を実施する。</p> <p>e. 火災防護に関する研修 原子力施設等の火災時において対応活動を行う国の火災対策専門官、消防や地方自治体の職員及び原子力事業者等の職員を対象に、火災発生防止対策、消防活動、火災防護、放射線防護、林野火災シミュレーション解析、最近の規制基準に係わる規制動向等についての研修を実施する。</p> <p>f. 訓練企画立案専門研修 自治体防災担当者を対象として、効果的な原子力災害対応研修・習熟訓練の立案力向上を目的とした研修を実施する。</p> <p>g. 原子力防災講演会等 防災関係機関等からの依頼により、原子力防災</p>	<p>原子力規制委員会が輸送事故訓練などを計画し、支援要請があった場合、その都度、支援することとしていたが、要請がなく、支援不要であった。</p> <p>② 原子力防災関係者に対する研修・習熟訓練の実施 新しく制定された原子力災害対策指針や改定された原子力災害対策マニュアル等の内容をカリキュラム、テキスト等に反映し、国、地方自治体、指定公共機関、原子力事業者及び関係機関の原子力防災関係者を対象とした以下の研修・習熟訓練を実施した。</p> <p>a. 原子力防災に係る基礎研修 年間27回実施する計画どおり、7月に2回（長崎県、島根県）、8月に6回（鳥取県、北海道、神奈川県、鹿児島県、愛媛県、佐賀県）、9月に6回（石川県、岡山県、富山県、神奈川県、福島県、青森県）、10月に6回（滋賀県、京都府、福岡県、宮城県、新潟県、静岡県）、11月に5回（大阪府1回目、神奈川県、茨城県、山口県、福井県）、1月に2回（大阪府2回目、岐阜県）実施した。</p> <p>b. 災害対策に係る活動訓練 当初年間17回実施する計画に対し、福島県が中止したため16回実施することとし、8月に2回（鹿児島県、島根県）、9月に2回（北海道、愛媛県）、10月に3回（岡山県、石川県、佐賀県）、11月に3回（宮城県、新潟県、静岡県）、12月に1回（茨城県）、1月に2回（福井県、神奈川県）、2月に3回（青森県、大阪府、神奈川県）実施した。</p> <p>c. 住民防護活動を行う要員に係る専門研修 当初年間17回実施する計画に対し、福島県、宮城県、青森県が中止したため14回実施することとし、上期は研修準備作業として、研修カリキュラムやテキストの検討、各自治体との日程調整、参加者募集案内の送付を実施した。下期の11月に4回（北海道、佐賀県、神奈川県、石川県）、12月に3回（愛媛県、新潟県、静岡県）、1月に3回（福井県、茨城県、大阪府）、2月に4回（島根県、岐阜県、鹿児島県、岡山県）実施した。</p> <p>d. 核燃料輸送講習会 年間3回実施する計画どおり、9月（大阪府）に1回、10月、11月に各1回（いずれも神奈川県）で実施した。</p> <p>e. 火災防護に関する研修 年間8回実施する計画どおり、7月に2回（東通地区、柏崎地区）、9月に2回（志賀地区、高浜地区）、12月に1回（島根地区）、1月に1回（浜岡地区）、2月に2回（伊方地区、川内地区）実施した。 また、原子力規制委員会の依頼に基づき、国の火災対策専門官、消防や地方自治体の職員及び原子力事業者等の職員を対象にした火災防災及び新規基準に係る研修を11月に実施した。</p> <p>f. 訓練企画立案専門研修 下期に2回実施する計画とし、上期は研修カリキュラム案等を検討し開催日程（2月1回、3月1回）を確定した上で受講者の募集を行い、計画どおり実施した。</p> <p>g. 原子力防災講演会等 福島県消防学校、長野県消防学校より依頼があり、いずれも6月に原子力災害対策についての講演を行った。</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 平成25年度業務実績表

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度実績
<p>③災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、官邸・緊急時対応センター等を結ぶ必要な専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの的確な整備・運用を行う。</p>	<p>③ 災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、機構本部、官邸・緊急時対応センター等を結ぶ必要な専用ネットワークの伝送経路や電源の多重化、システムの冗長化等を進め、関連する機器・システムの適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。</p>	<p>に関する研修や講演会を実施する。</p> <p>h. 核物質防護研修会 警察庁、海上保安庁、防衛省の職員を対象とした、核物質防護のための研修会をオフサイトセンター設置道府県において実施する。</p> <p>i. その他 上記研修・習熟訓練の高度化を図ることを目的に、研修訓練に係わる国内外の動向等を調査するとともに、品質の向上及び効率的な学習方法について検討する。</p> <p>(3) 災害対応を支援するシステムについて、複合災害やシビアアクシデントに的確に対応できるよう、関連する機器・システムの冗長化等、適切な整備・運用を行う。また、災害時に確実かつ円滑な活用が図られるよう、常時、稼働状態を監視し、異常時には迅速に復旧を図る体制を構築する。具体的な取り組みを以下に示す。</p> <p>① 日常点検、定期点検による設備の維持管理 官邸、緊急時対応センター、オフサイトセンター及び代替オフサイトセンター（以下「官邸・緊急時対応センター等」という。）及び機構本部の原子力防災関連設備の維持管理を実施する。</p> <p>a. 月1回、設備の員数確認、点検、起動確認を実施するとともに、年1回定期保守点検を実施し、設備の健全性を維持する。</p> <p>b. 設備の機能維持のために、機構内に設置した緊急時ネットワーク監視センターで故障把握などを24時間集中監視し、異常対応等を迅速に実施する。</p> <p>② 設備の整備</p> <p>a. 原子力規制委員会に新たに設置された緊急時対応センターに従来の緊急時対応センターの機器を移設し、災害時により的確に対応できるよう設備増強を行う。</p> <p>b. 統合原子力防災ネットワークに接続される拠点の増加に応じて、設備の改造や増強を行う。</p> <p>c. 代替オフサイトセンターについて、原子力規制委員会等と調整をとりつつ、必要な追加整備を行う。</p> <p>d. その他必要な資機材について、原子力規制委員会と調整をとりつつ、適宜追加整備を行う。</p>	<p>h. 核物質防護研修会 警察庁、海上保安庁、防衛省の職員を対象とした核物質防護のための研修会のテキストを見直し、オフサイトセンター設置道府県16か所で研修会を実施した。本年度の総参加人数は約490名であり、受講者の関連知識の充実に資した。</p> <p>i-1 IAEAの訓練育成プログラムへの参加 7月末～8月のプログラムに2名参加し、今後の研修への反映を検討した。また、規制庁防災課と情報共有した。さらに1月の訓練プログラム改善に係る会合に1名が出席した。</p> <p>i-2 訓練・研修の品質マネジメントシステムの構築 機構が実施する研修・習熟訓練の高度化を図ることを目的に、研修訓練に係わる国内外の動向等を調査するとともに、品質の向上及び効率的な学習方法について検討することとしており、上期は上記研修訓練のテキスト等に反映した。下期には次年度実施予定の各訓練研修の品質の向上及び効率的な学習方法に反映した。</p> <p>(3) 災害対応を支援するシステムの整備・運用</p> <p>① 日常点検、定期点検による設備の維持管理</p> <p>a. 設備の員数確認、点検、起動確認として、月例点検報告書のチェックをに実施した。定期保守点検の立会・現地確認について、2月末までに全地区で実施し、設備の健全性を維持した。</p> <p>b. 24時間監視を実施し、障害発生時には迅速な修理対応を実施した。（電源OFF誤操作等軽微な事象414件、修理等が必要な事象21件に対応）。</p> <p>また、外部監査結果を踏まえた異常対応に係る手順等の再整備については、1月に完了した。</p> <p>② 設備の整備</p> <p>a. 原子力規制委員会に新たに設置された緊急時対応センター（ERC）への従来機器の移設を5月末に、現状復旧を7月末に完了し、設備増強を行った。</p> <p>b. 関係自治体の地上系ネットワークへの拠点追加に対応する通信機器等の設定変更を実施した。また、10府県の衛星回線ネットワークへの接続開始に伴う設備の増設、機器の設定変更を実施した。</p> <p>c. 代替オフサイトセンターについて、原子力規制委員会より追加整備の依頼はなかった。</p> <p>d. 原子力規制委員会の訓練結果等を踏まえ、官邸にP-C-TV会議システムを追加整備するとともに、ERCにPCを追加整備し、官邸及びERCの一般系PCの専用系への設定変更を9月末に完了した。また、原子力規制委員会との調整結果に基づき福島暫定オフサイトセンターへの専用系PCの追加整備を2月末に実施した。</p> <p>さらに、緊急時モニタリング資機材の整備については、モニタリング要員を含めた運用管理体制など緊急時モニタリングに係る原子力規制委員会の検討に対し、原子力災害対策指針との整合を踏まえた技術的助言を行った。</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 平成25年度業務実績表

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度実績
<p>④災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSSについて分析機能及び運用の改善をはじめ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。</p>	<p>④ 災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS（緊急時対策支援システム）について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。また、ERSSの監視・管理は24時間体制を整備する。</p>	<p>(4) 災害時において機構に求められる事故状態判断、事故進展予測等の技術的支援に関する能力を強化するため、ERSS（緊急時対策支援システム）について分析機能及び運用の改善をはじめ、伝送多重化など伝送システムの抜本的な強化策を講じ、関連する機能の向上を図るとともに、職員の対応能力の向上を図る。また、ERSSの監視・管理の更なる強化を図る。</p> <p>具体的な取り組みを以下に示す。</p> <p>① ERSS伝送システムの強化 ERSSのサーバ等のリプレースを行い、伝送システムを強化する。 また、原子力事業者の防災業務計画の見直しに対し、事業者の伝送システムに対する要件を提示し、事業者側との整合を図る。</p> <p>② ERSS表示機能の向上 防災指針の見直しにより緊急時活動レベル（EAL）が導入されることに伴い、伝送・表示パラメータや表示画面の追加等を検討し、原子力事業者の伝送パラメータ追加に合わせて実施する。</p> <p>③ ERSSの24時間監視・管理体制強化 緊急時ネットワーク監視センターにおける24時間監視及び異常時の対応体制を強化する。</p>	<p>(4) ERSS伝送システムの強化、機能向上及び監視・管理体制の強化</p> <p>① ERSS伝送システムの強化 ERSS（緊急時対策支援システム）受信サーバの伝送多様化対応として、現行ERSSにおいて、対象の商業用発電炉事業者からの衛星回線経由のデータ受信試験を2月末までに行い、動作を確認した。 一方、原子力事業者の原子力防災業務計画の見直しが遅れたことから、事業者には伝送多様化要件を提示した。</p> <p>② ERSS表示機能向上 伝送・表示パラメータや表示画面の追加等に関し、今後の事業者によるEAL（緊急時活動レベル）の具体化に備え、予算規模等の検討を行った。本件は、事業者による伝送パラメータ及びEALの具体化に基づいて決定する必要があるが、EALの要件を踏まえた原子力災害対策指針の改正が遅れた結果、事業者において必要なパラメータ等の具体的な情報が決定しておらず、表示仕様等の決定に至らなかった。</p> <p>③ ERSSの24時間監視・管理体制強化 統合原子力防災ネットワークに接続する際の連絡手順を関係箇所と調整し決定のうえ、内部のマニュアルを新たに作成した。 また、即時保守対応のため、緊急時ネットワーク監視センターにおいて、ERSSを24時間監視するとともに、24時間対応の保守体制を維持し、事業者（データ送信元）の計画保守等による停止以外のデータ送信異常を6件検知し事業者に対応を依頼した。さらに、9月には豪雨による土砂崩れで断線したもんじゅからのERSS伝送データ中断を検出し対応した。 加えて、外部監査結果を踏まえ、手順書等の見直し基準の明確化について、1月に完了した。</p>
<p>⑤災害時に官邸・緊急時対応センター等が所期の機能を果たすよう、通信機器等の機器及び防災資機材の整備・管理・運用を行う。</p>	<p>⑤ 災害時に官邸・緊急時対応センター等が所期の機能を果たすよう、災害対応の資機材やシステム（通信機器、防災資機材及びその他必要な装備一式）の整備・管理・運用について、その方針・手順を原子力規制委員会と調整を図り、明文化し、実施する。</p>	<p>(5) 災害対応資機材及びシステムに関する維持管理方法等の明文化 災害時にオフサイトセンター及び代替オフサイトセンターが所期の機能を果たすよう明文化した方針・手順に基づき、各オフサイトセンターに整備している防護資機材の保管や維持管理の方法等、また全国2か所に分散配備するモバイルネットワーク機器及び代替オフサイトセンター用通信機器の保管、輸送地点までの移送、操作及び維持管理の方法について原子力規制委員会と連携した訓練等を通じ、必要な見直しを行う。</p>	<p>(5) 災害対応資機材及びシステムに関する維持管理方法等の明文化 原子力規制委員会と調整した結果、以下のとおり見直しの必要はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各オフサイトセンターに整備している防護資機材の月例点検時の員数確認などの維持管理方法については、見直しの必要性は認められなかった。 昨年度制定した「モバイルネットワーク機器（無線設備）及び代替オフサイトセンター用通信機器（FAX、PC等）の運用手引き」に基づき維持管理を実施しており、見直しの必要性は認められなかった。 2か所（茨城県の百里基地近傍、石川県の小松基地近傍）に配備しているモバイルネットワーク機器等の操作については、操作訓練を2回実施した。実施後、操作方法の見直しの必要性は認められなかった。
<p>⑥東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査をはじめ、必</p>	<p>⑥ 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査をはじめ、必要な調査</p>	<p>(6) 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する知見の反映 ① 我が国の防災制度の改善に係る支援</p>	<p>(6) 東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する知見の反映 ① 商業用発電炉に対するUPZ内外における避難範囲の決定手法、EALの考え方など、原子力災害対策指針の改善に関する原子力規制委員会からの要請に対し、技術的助言を行った。</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 平成25年度業務実績表

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度実績
<p>要な調査を行うことにより、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不断に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。また、蓄積した知見を活用し、地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な指導・助言を行う。さらに、こうした知見の国内外への発信を行う。</p> <p>これらの業務については、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施することとする。</p> <p>なお、官邸・緊急時対応センター等の管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすく開示する。</p>	<p>を行うことにより、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不断に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。また、蓄積した知見を活用し、地方自治体及び事業者が行う防災対策に関し、技術的な指導・助言を行う。さらに、こうした知見の国内外への発信を行う。</p> <p>これらの業務を実施する際には、国の防災対策に関する検討状況等を踏まえる必要があることから、国と連携して実施することとする。</p> <p>また、防災業務に関し、原子力規制委員会、地方自治体、事業者、機構等関係者間で重要な運営上の取り決めを行う場合は、これを文書化し、関係者間で円滑な業務運営が可能となるよう取り組んでいく。</p> <p>なお、官邸・緊急時対応センター等の管理支援に対する業務委託を行う場合は、委託先ごとに選定理由や委託業務の内容及び契約金額等の詳細情報を迅速かつ分かりやすくホームページにおいて開示する。</p>	<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関する調査・研究などを通じ、原子力防災に関する知見を蓄積し、国が原子力防災の関連制度を不断に改善していくために必要な技術的な支援・助言を行う。</p> <p>② 知見の国内外への発信 国民への情報提供、国際原子力機関（IAEA）の安全原則への反映等を行う。</p> <p>③ 地域防災計画策定への支援 蓄積した知見を活用し、地方自治体が整備する地域防災計画に関して以下の支援を行う。</p> <p>a. 地方自治体が策定する避難計画や避難時間推計シミュレーション結果に対して原子力規制委員会が行う評価への技術的な支援を行う。</p> <p>b. 原子力規制委員会の要請に基づき、シミュレーションの実施等の技術的な支援を行う。</p> <p>官邸・緊急時対応センター等及び福島暫定オフサイトセンターの管理支援並びに機構本部の設備の管理に関する業務については、緊急を要する作業を除き一般競争により調達する。</p> <p>なお、これらの業務の受注先が決定した場合、業務内容等の詳細情報をホームページにおいて開示する。</p>	<p>また、再処理・加工施設など核燃料サイクル施設に関するUPZ、PAZなどを原子力規制委員会が検討を開始するにあたり、技術的な協力を行った。</p> <p>上記に加え、原子力災害対策マニュアルや防災基本計画に対し、原子力災害対策指針との整合の観点から原子力規制委員会に見直しを提案した。また、災害対策指針の補足として原子力規制委員会が実施する緊急時モニタリングに係る資料の策定に協力した。</p> <p>②-1 避難時間推計（ETE）結果を地域防災計画に反映する際の観点等を米国の先例を調査のうえ、原子力災害時の避難時間推計実施ガイダンスの検討（基本的考え方と手順：REレポート）にまとめた。</p> <p>②-2 IAEAの安全原則（GS-R-2：安全要件）の改訂について、作業会に参加し、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「東電福島第一原発事故」という。）での教訓を反映するよう作業した。</p> <p>また、自治体職員向け研修及びIAEA等の会議において東電福島第一原発事故の教訓を踏まえた我が国の新たな原子力防災体制、防護対策について紹介した。</p> <p>③ 地域防災計画策定への支援</p> <p>a. 地方自治体の避難時間推計（ETE）実施に資するよう、避難計画への反映方法について海外（米国）の状況を調査した。また、自治体からの避難時間推計についての技術的助言要請に対応した（6県）。また、ETEシミュレーション結果に対する助言要請に対し、技術的観点から入力条件についてコメントのうえ、再解析を助言した（1県）。</p> <p>b. 第2回原子力防災会議において決定された「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」に基づき設置された「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム」の合同会議に出席し、技術的な支援を行った（9月、10月、1月）。</p> <p>今年度契約した福島暫定オフサイトセンターの管理支援及び監視センターの運営（監視業務）について、一般競争により調達した。なお、これらの業務の受注先が決定した際に、業務内容等の詳細情報をホームページにおいて開示した。</p>
4・5（略）	4・5（略）	4・5（略）	4・5（略）
以下略	以下略	以下略	以下略